

【居宅介護(介護予防)住宅改修の注意事項】

- 1 住宅や住宅設備の老朽化、破損への対応は対象外です。
 (例) 手すりが壊れたので修理したい…NG
 既存の手すりは利用者の身長に照らして位置が高すぎるので付け直したい…OK
- 2 屋外の工事は、個別具体的な状況をお伝えいただきながらご相談ください。
 原則、日常生活に欠かせない行為のため自宅の外の敷地に出るための工事が対象です。
 その他にも通路を舗装する場合の経路、幅員等に細かな取り決めがあります。
- 3 住宅改修が必要な理由書の④改修項目の「その他」とは…
 「手すりの取付け」「段差(傾斜)の解消」「引き戸等への扉の取替え(撤去)」「便器の取替え」「滑り防止等のための床材の変更」に付帯する工事が該当します。
 一例として、和式便器から洋式便器への取替えを行う際に、階段状になっていた既存の床を平坦にする床工事(必ずしも段差解消には当てはまらない)などが対象になります。
- 4 改修が可能な住宅は介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅です。
 住宅改修については、特に「確たる居所」の判断をする際に、住民登録があることを要件としています。
 住民登録上の住所を移さず子の住居に身を寄せている場合、その改修は対象外ですが、身を寄せたままで、そこに住民登録を移せば改修が可能になります。
- 5 住宅改修の見積書(&内訳書)についての3つの鉄則
 - (1) 部材ごとに仕様(内容)、数量、単価、金額を明示のこと。
 - (2) 材料費と施工費をまとめて計上しないこと。
 - (3) 一式の表記が認められるのは原則、施工(解体)費、諸経費等のみ。

仕様(内容)	数量	単価	金額	判定
手すり	一式		15,000円	NG(1),(3)
床CFシート(材工共)	1.5㎡	5,000円	7,500円	NG(2)
洋式便器	1台	120,000円	120,000円	OK
便器取付	一式		10,000円	OK(3)

(参考) 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について(一部抜粋)
 (平成12年3月8日 老企第42号 厚生省老人保健福祉局企画課)

2 住宅改修費の支給申請

(1) 事前申請

「住宅改修に要する費用の見積もり」は、住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとす。また、(中略)この見積もりが適切に算出されたものであることがわかるよう、その算出方法を明示させることとする。

- 6 事前申請承認後の工事内容変更は、速やかにご連絡ください。
 連絡がないまま内容変更した工事を実施した場合、保険給付できない場合があります。